

梶山女学園大学・大学院 研究生 出願案内

1 履修資格

次の一つに該当する女子とします。

＜学部＞ 修業年限 4 年以上の大学を卒業した者又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた者

＜大学院＞ (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者

(2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者

2 出願資格審査を要する者

次に該当する方は、出願前に資格審査が必要です。審査の詳細は、下記 6 を確認してください。

＜学部＞ 修業年限 4 年以上の大学を卒業していない者。ただし、本学研究生又は本学大学院修士課程の出願資格を満たすと認められたことがある者は、審査を要しない。

＜大学院＞ 修士の学位を得ていない者。ただし、本学大学院研究生又は本学大学院博士後期課程の出願資格を満たすと認められたことがある者は、審査を要しない。

3 出願手続

3-1 出願書類

次の書類を一括し、所定の期日までに提出してください。

(出願資格審査のための提出書類と重複する書類は、提出不要です。)

提出書類		学部	大学院
(1) 研究生願書 (本学所定様式)	1 通	○	○
(2) 履歴書 (写真添付のこと) (添付の用紙をご利用いただいても結構です。)	1 通	○	○
(3) 最終学校の卒業 (修了) 証明書又は卒業 (修了) 見込証明書 ※1	1 通	○	○
(4) 最終学校の成績証明書 ※1	1 通		○
(5) 健康診断書 ※2 (発行日が出願日から起算して 3 ヶ月以内のもの) (添付の用紙をご利用いただいても結構です。)	1 通	○	
(6) 写真台帳 (本学所定様式) (写真添付のこと。写真は縦 4 c m×横 3 c m、 出願前 3 ヶ月以内撮影、裏面に氏名記入のこと。)	1 枚	○	○
(7) 検定料	10,000 円	○	○
(8) その他本学が必要とする書類 ※3			

(備考)

※1 在学中の方は、在学している学校の在学証明書及び成績証明書を提出してください。ただし本学在学学生が出願する場合は在学証明書の提出は必要ありません。

※2 学校保健安全法により入学許可後の健康状況確認のために提出していただきます。検定の可否には使用しません。

※3 日本以外の国籍を有する方は、下記のものを提出してください。

- ① 「パスポート」のコピー (A4 版の用紙で氏名、顔写真の記載があるページを提出してください。)
- ② 「在留カード」のコピー (両面) (A4 版の用紙でそれぞれ 150% に拡大したものを提出してください。)
- ③ 「住民票 (外国人)」 (居住地を定めてからの提出可)

3-2 出願方法

・ 出願書類は、すべて揃っていることを確認の上、「8 出願書類提出先・お問合せ先」に、郵送 (簡易書留若しくはレターパックプラス) 又は持参してください。

・ 検定料は、出願期間内に、次の振込先にお振り込みください (振込手数料は各自のご負担でお願いします)。

＜振込先＞ 銀行名：三菱UFJ 銀行
支店名：星ヶ丘支店
種別：普通
口座番号：0060316
口座名義：学校法人 梶山女学園
カナ：ガク スギヤマジョガクエン

3-3 出願期間 (出願書類の提出及び検定料の振込)

前期から研究開始	(前年度) 2 月 1 日～2 月末日必着
後期から研究開始	(当該年度) 8 月 1 日～8 月末日必着 (夏季一斉休暇期間を除く。)

※出願締切日が土・日曜日の場合は、直前の金曜日を締切日とします。(例：8/31 が土曜日の場合は、8/30 締切)

※出願資格審査を要する方は、6-3 の提出期限を確認してください。

※書類準備等の事由により、間に合わない場合は事前にご連絡ください。

3-4 検定

当該学部 (研究科) において、書類選考及び、必要に応じて面接選考により行います。

4 学費等

- (1) 研究を許可された者は、指定の期日までに、次の登録料及び研究料を納付してください。

学部	・登録料 20,000 円 ・研究料 年額 60,000 円 ・実験実習費（生活科学部のみ） 管理栄養学科：年額 52,000 円 生活環境デザイン学科：年額 35,000 円
大学院	・登録料 20,000 円 ・研究料 年額 60,000 円 ・実験実習費（生活科学研究科のみ） 年額 60,000 円

- (2) 学費等の納入については、研究許可通知とともに振込用紙等をお渡しします。
 (3) 納付された研究料等は、一切返還いたしません。

5 研究期間

- (1) 研究生の研究期間は、研究を許可された日から 1 年以内となります。
 (2) 許可された期間を終了後、継続して研究を志願する場合は、改めて出願してください。

6 出願資格審査手続（上記「2 出願資格審査を要する者」に該当する方のみ）

6-1 提出書類

提出書類		学部	大学院
① 研究生出願資格審査申請書（本学所定様式）	1 通	○	○
② 履歴書（本学所定様式、写真添付のこと）	1 通	○	○
③ 最終学校の卒業（見込）証明書（外国語で書かれている場合、日本語訳を添付）	1 通	○	○
④ 最終学校の成績証明書（外国語で書かれている場合、日本語訳を添付）	1 通	○	○
⑤ その他本学が必要とする書類 ※下記⑥～⑨以外に提出の必要がある場合には個別にご連絡します。			
上記に加え、日本以外の国籍を有し、かつ最終出身校が外国の学校である者は、原則として次に定める書類を提出してください。			
⑥ 「パスポート」の写し	1 通	○	○
⑦ 「在留カード」の写し（両面）（居住地を定めてからの提出可）	1 通	○	○
⑧ 住民票（居住地を定めてからの提出可）	1 通	○	○
⑨ 日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書 （独立行政法人国際交流基金又は財団法人日本国際教育支援協会が実施） （N2（旧2級）以上に合格していることが望ましい。）	1 通	○	○

6-2 提出方法

提出書類がすべて揃っていることを確認の上、「8 出願書類提出先・お問合せ先」へ郵送（簡易書留若しくはレターバックプラス）又は持参してください。

6-3 提出期間

前期から研究開始	（前年度） 12月1日～1月20日（冬季一斉休暇期間を除く。）
後期から研究開始	（当該年度） 6月2日～6月20日

※締切日が日曜日と重複する場合は、その翌日を締切日とします。

6-4 検定

当該学部(研究科)において、書類選考及び、必要に応じて面接選考により行います。

7 その他

- (1) 研究内容、研究方法については、指導教員と密に連絡を取っていただきますよう、お願いします。
 (2) その他、施設使用等については、個別にご説明します。

8 出願書類提出先・お問合せ先

星が丘 キャンパス	生活科学研究科、現代マネジメント研究科 教育学研究科 生活科学部 外国語学部／国際コミュニケーション学部 情報社会学部／文化情報学部 現代マネジメント学部、教育学部、看護学部	椋山女学園大学 学務部教務課 〒464-8662 愛知県名古屋市千種区星が丘元町 17-3 TEL 052-781-6466 / FAX 052-781-7030 E-mail : kyoumu@sugiyama-u.ac.jp
日進 キャンパス	人間関係学研究科 人間関係学部	椋山女学園大学 日進キャンパス事務課 教務係 〒470-0136 愛知県日進市竹の山 3 丁目 2005 番地 TEL 0561-74-1186 / FAX 0561-73-4443 E-mail : n-kyoumu@sugiyama-u.ac.jp

(学部用)

指導教授認印 ㊟

年 月 日

栢山女学園大学長 殿

ふりがな
氏 名

現住所

電話番号

最終卒業学校

研 究 生 願 書

このたび貴学において、 学部研究生として下記のとおり入学したいので
許可くださるよう、お願いいたします。

記

1 研究事項

2 研究期間（該当年度記入）

年度

3 指導教授

4 検定料

月 日振込（予定）

受付印

☐ 振込確認

以上

(大学院用)

指導教授認印 印
年 月 日

梶山女学園大学長 殿

ふりがな
氏 名

現住所

電話番号
最終卒業学校

研 究 生 願 書

このたび貴学において、 研究科研究生として下記のとおり入学したいので
許可くださるよう、お願いいたします。

記

1 研究事項

2 研究期間（該当年度記入、該当期に○印）

年度 前期・後期

年度 前期・後期

3 指導教授

4 検定料

月 日振込（予定）

受付印
☐ 振込確認

以上

梶山女学園大学・大学院
研究生出願資格審査申請書

年 月 日

このたび貴学の研究生に出願を希望します。
ついては、出願資格の審査を受けたいので、所定の書類を添えて申請します。

ふりがな	
氏 名	
現住所	〒 電話番号
最終卒業学校	卒業・卒業見込
志望する 学部・研究科	

履歷書

年 月 日 作成

ふりがな			写真を貼る位置 ・縦4cm×横3cm ・3ヶ月以内撮影
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 生 (満 才)		
本 籍 地	都・道・府・県		
現 住 所	〒 —————		
電 話 番 号	自 宅 ————— 携 帯 —————		
メールアドレス	————— @ —————		
緊急連絡先	氏 名 ————— 続 柄 () 電話番号 —————		

最終卒業学校	年 月 卒業（修了）見込・卒業（修了）・中退
最終取得学位	年 月 取得見込・取得

[illegible]

取得 免 許 状	種 類	符 号 番 号	取 得 年 月 日	取得都道府県
				都 道 府 県
				都 道 府 県
				都 道 府 県

健康診断書

氏 名			女	生年月日	年 月 日生
身 長			胸部レントゲン撮影 間 接 No. _____ 直 接 所 見		
体 重					
栄 養 状 態					
脊柱の疾病及び 異常の有無					
胸郭の疾病及び 異常の有無					
視 力	右	()			
	左	()			
聴 力					
眼の疾病及び 異常の有無					
耳鼻咽喉疾患及び 皮膚疾患の有無					
心臓の疾病及び 異常の有無					
血 圧					
検 尿	糖				
	蛋白				

上記のとおり診断します。

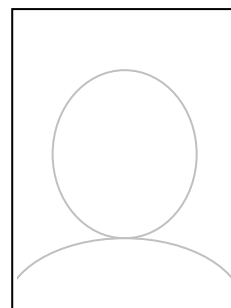
年 月 日

印

写真台帳

(※学籍番号は記入不要)

学籍番号								
フリガナ								
氏 名								



写真貼付
縦 4.0cm×横 3.0cm

【文字について】

- ・記入は黒サインペンを使って、はっきりと均等に記入すること。
- ・氏名欄枠に文字がかからないこと。

(記入例)

梶山花子

【顔写真貼付の注意事項】

学生証の写真は大学卒業まで使用するので、制服による撮影はしないでください。

- ・写真は、カラー写真(光沢仕上)を使用してください(絹目仕上は不可です)。
- ・写真サイズは、縦:4.0cm×横:3.0cm を使用してください。
- ・写真は、申請者本人のみ(正面、無帽、肩口まで)が写っているものとしてください。
- ・写真は、3ヶ月以内に撮影したものを使用してください。
- ・写真の頭上は 5mm 程度空けるようにしてください。
- ・写真の裏には必ず、学籍番号、氏名をソフトな堅さのペンで記入してください。

本台紙は機械で読み取りますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

本台紙の写真およびデータは、個人情報保護法にもとづき、学生証カード作成および学生支援システムに使用します。

【記入文字例】

※学籍番号は教務課・日進キャンパス事務課で記入します。(下記の文字例を参考に記入。)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
N	ō	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z

椋山女学園大学研究生規準

平成9年大規準第5号
平成9年10月24日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学学則（以下「学則」という。）第58条第2項の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生となる資格は、修業年限4年以上の大学を卒業した女子又は本学がこれと同等以上の学力があると認めた女子とする。

(出願手続)

第3条 研究生として研究を志願する者は、指定期日までに、次の書類に学則別表第9に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 研究生願書（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 健康診断書 1通
- (4) 写真 1枚
- (5) 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書 各1通
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第4条 検定は、当該学部において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、教授会の審議を経て学長が研究の許可をする。

2 前項の規定により研究を許可された者に対し、研究許可証を発行する。

(学費等)

第5条 研究を許可された者は、指定の期日までに、学則別表第10に定める登録料及び学則別表第12に定める研究料を納付しなければならない。

2 研究生の実験及び実習費等は、別に徴収する。

3 既納の検定料、登録料及び研究料は、一切返還しない。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、研究を許可された日から1年以内とする。

2 許可された期間を終了後、継続して研究を志願する場合は、改めて出願するものとする。

(研究許可の取消し)

第7条 研究生として不適当な行為があったときは、研究許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第8条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、研究生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第9条 研究生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第10条 研究生は、定員外とする。

(雑則)

第11条 研究生に関して、この規準に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、学長が定める。

(規準の改正)

第12条 この規準の改正は、各学部教授会の議を経て大学協議会に諮り、学長が決定する。

附 則

この規準は、平成10年4月1日から施行する。

椋山女学園大学家政学部研究生内規（昭和59年4月1日から施行）は廃止する。

椋山女学園大学文学部研究生内規（昭和59年4月1日から施行）は廃止する。

椋山女学園大学人間関係学部研究生内規（平成元年4月1日から施行）は廃止する。

附 則（平成19年大規準第1号）

この規準は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成22年大規準第11号）

この規準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年大規準第10号）

この規準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則（令和5年大規準第15号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する。

< 大学学則抜粋 >

別表第 9（第 10 条、第 37 条の 2、第 47 条、第 47 条の 2、第 58 条関係）

入学検定料等

（単位 円）

入 学 検 定 料	大学入試センター試験利用 による選抜に係る入学検定料	転学部・転学科に係る検定料
35,000	20,000	10,000
科 目 等 履 修 生 に 係 る 検 定 料	聴 講 生 に 係 る 検 定 料	研 究 生 に 係 る 検 定 料
10,000	10,000	10,000

備考

複数回の受験を志願する場合及びインターネットを利用して出願する場合は、入学検定料を減額することができる。

別表第 10（第 43 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2、第 58 条関係）

入学金及び登録料

（単位 円）

入 学 金			登 録 料		
新 入 学 生	転 入 学 生 及 び 編 入 学 生	再 入 学 生	科 目 等 履 修 生	聴 講 生	研 究 生
200,000	200,000	100,000	30,000	10,000	20,000

備考

同一年度に複数の学部で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。

別表第 12（第 47 条、第 47 条の 2、第 58 条関係）

履修料、聴講料及び研究料

（単位 円）

履修料（1 単位につき）	聴講料（1 科目につき）	研究料（年額）
15,000	10,000	60,000

生活科学部の研究生については、管理栄養学科は年額52,000円、生活環境デザイン学科は年額35,000円の実験実習費を別途徴収する。

椋山女学園大学大学院研究生規準

平成6年大規準第1号
平成6年6月30日制定

(趣旨)

第1条 この規準は、椋山女学園大学大学院学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 研究生として研究を志願することができる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 当該大学院研究科を修了して修士の学位を得た者
 - (2) 研究科委員会において、前号と同等以上の学力があると認められた者
- (研究の始期)

第3条 研究生の研究の始期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(出願手続)

第4条 研究生として研究を志願するものは、指定期日までに、次の書類に学則別表第3に定める検定料を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 大学院研究生願書（本学所定様式） 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 健康診断書 1通
- (4) 写真 1枚
- (5) 最終出身校の修了証明書及び成績証明書 各1通
- (6) その他本学が必要とする書類

(検定及び許可)

第5条 検定は、当該研究科において、書類選考及び必要に応じて面接選考により行うものとする。その結果に基づき、当該研究科委員会の審議を経て学長が許可する。

2 前項の規定により研究を許可された者に対し、研究許可証を発行する。

(学費等)

第6条 研究生として研究を許可された者は、指定の日までに学則別表第4に定める登録料及び研究料を納付しなければならない。

2 実験実習費等研究に要する費用（以下「実習費」という。）は、研究生の負担とする。

3 既納の学費等は、理由の如何を問わず返還しない。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、研究を許可された日から1年とする。

2 前項の期間の延長を希望する者は、改めて出願するものとする。

(研究報告)

第8条 研究生は、研究期間の終わりに、研究報告書を指導教授を経て研究科長に提出しなければならない。

(研究許可の取消し)

第9条 研究生として不適当な行為があったときは、研究許可を取り消すことがある。

(他の規則の準用)

第10条 この規準に定めるもののほか、学則その他学生に関する諸規定は、研究生にこれを準用する。

(図書館の利用)

第11条 研究生は、本学の図書館を利用することができる。

(その他)

第12条 研究生は、定員外とする。

(雑則)

第13条 この規準に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第14条 この規準の改正は、研究科委員会の議を経て大学院委員会に諮り、学長が行う。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第5号）

この規準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年大規準第13号）

この規準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年大規準第8号）

この規準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和5年大規準第12号）

この規準は、令和5年11月21日から施行する

< 大学院学則抜粋 >

別表第2（第13条関係）

申 請 者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	な し
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	な し
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料 (単位 円)

入 学 検 定 料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料
35,000	10,000	10,000	10,000

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料 (単位 円)

入 学 金		登 録 料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 相山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、相山女学園大学又は相山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 相山女学園大学大学院修士課程を修了した者が相山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費 (単位 円)

研 究 科	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）
生 活 科 学 研 究 科	500,000	230,000	60,000
人 間 関 係 学 研 究 科	500,000	250,000	
現代マネジメント研究科	500,000	250,000	
教 育 学 研 究 科	500,000	250,000	

別表第5－2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生） (単位 円)

研 究 科	年次	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）
生 活 科 学 研 究 科	第1年次	340,000	154,000	40,000
	第2年次	340,000	154,000	40,000
	第3年次	320,000	152,000	40,000
人 間 関 係 学 研 究 科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—
教 育 学 研 究 科	第1年次	340,000	168,000	—
	第2年次	340,000	166,000	—
	第3年次	320,000	166,000	—

別表第6（第29条関係）

研究料及び履修料 (単位 円)

研究料（年額）	履修料（1単位につき）	聴講料（1科目につき）
60,000	15,000	10,000